

事業評価書（事前・**事後**）

平成18年8月

評価対象（事業名）	特定事業推進モデル事業	
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	8	総合的な母子家庭等の自立を図ること
	II	母子家庭の母等の自立のための就業支援を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（新規・一部新規）				
母子家庭の特有の事情（子育てと生計の担い手という二重の負担）を考慮した在宅就業を促進する観点から、母子家庭の母の就業の機会を創出できる可能性の高い先駆的な事業（必要な高度機能訓練）を自治体において実施するとともに、事業の円滑な実施のためのサポート体制を整備し、全国的な展開を目視するモデル事業を実施する。 【在宅就労の例】 IT分野における簿時、データ入力、設計製図、デザイン、DTP電子写植、プログラミング、翻訳、システム設計 など				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H14	H15	H16	H17	H18
—	40	40	1,868百万円の内数	1,884百万円の内数

(3) 問題分析

①現状分析

事業を開始した平成15年度の雇用失業情勢は、完全失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあったが、最近では改善しているところである。こうした中、母子家庭の母は、平成15年全国母子世帯等調査によると、母子家庭の約8割は就労しているものの、そのうちパート等の非正規型雇用は約5割となっており、依然として母子家庭を取り巻く雇用環境は厳しく、就業促進が喫緊の課題となっている。

②問題点

母子家庭の母の自立を促進するためには、就業の促進が不可欠である。しかしながら、母子家庭の母自身について十分な就業経験及び専門的な知識・経験が不足しており、母子家庭の特有の事情（子育てと生計の担い手という二重の負担）から、就業できる仕事に限られる傾向にある。

③問題分析

母子家庭の母は子育てと生計の担い手という二重の負担を抱えており、就業できる仕事に限られる傾向にある中で、在宅就業は就業促進が期待できる分野である。

④事業の必要性

母子家庭の特有の事情（子育てと生計の担い手という二重の負担）を考慮しつつ、就業の促進を図る必要があるため、新たな就業の機会を創出するなど先駆的な事業を自治体においてモデル的に実施することにより、在宅就業などの就業システムを構築する必要がある。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期						
アウトプット指標	H13	H14	H15	H16	H17	目標値/基準値
在宅就業事業の実施件数	—	—	1	2	3	
(説明) 実施自治体が自ら又は母子福祉団体に委託して実施した在宅就業事業の実施件数		(モニタリングの方法) 実施自治体からの報告により把握				

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 母子家庭の特有の事情（子育てと生計の担い手という二重の負担）を考慮した在宅就業などの就業システムは、社会的な期待や関心が高い働き方である。しかし、仕事を確保する手段が未整備であったり、スキルアップのための能力開発の機会が十分とはいえない状況にあることから、そのような環境を整備するため、行政の関与が必要である。			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 母子家庭の自立に向けた就業支援施策の取組状況は、地域差がみられるところであり、当該事業は今後全国的に展開する必要がある先駆的な事業であることから、国が実施する必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	

(理由)

実施自治体が母子家庭の母等から構成される母子寡婦団体等に委託することができる。

緊要性の有無

 有 無

(理由)

近年の離婚件数の増加に伴い、母子家庭が急増している状況の中、母子家庭の母の自立は喫緊の課題であり、就業支援策の一環として、母子家庭の母の就業が期待できる在宅就業事業を推進していく必要がある。

(2) 有効性

政策効果が発現する経路

実施自治体又は委託を受けた団体が在宅就業事業を創設→母子家庭の母が在宅就業事業に就業→母子家庭の母が就業により自立

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

実施自治体において在宅就業事業を創設することにより、データ入力などの在宅就業による母子家庭の母の就業が確保され、あわせてそのスキルアップが効率的に図られた。子育てと生計の担い手という二重の負担を抱えた母子家庭の母の就業支援が今後も期待できるため、引き続き当該事業を実施する必要がある。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

なし

(3) 効率性

手段の適正性

母子家庭の母は、十分な就業経験や専門的な知識・経験が不足しており、子育てをしながら生計を担っていかねばならないという二重の負担を抱えなければならない状況にあることから、就業できる仕事が限られる傾向にある。こうした特有の事情を有する母子家庭の母が就業しやすい在宅就業などの就業システムを構築し、母子家庭の母に対して新たな就業の機会を創出することは、母子家庭の母の就業による自立を促進するものであり、有効な手段である。

費用と効果の関係に関する評価

本事業の実施にあたっては、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とするため、母子家庭等対策総合支援事業として統合補助金で予算措置しているところであり、効率的に実施されているものと考えている。

他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無

 有 無

(有の場合の整理の考え方)

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

- ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
- ③総務省による行政評価・監視等の状況
なし。
- ④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）
なし。
- ⑤会計検査院による指摘
なし。